

2014年10月31日

各 位

会社名 イオン株式会社  
代表者 取締役兼代表執行役社長 岡田 元也  
(コード番号 8267 東証第1部)  
問合せ先 秘書室責任者 高橋 丈晴  
(TEL 043-212-6042)

会社名 丸紅株式会社  
代表者 取締役社長 國分 文也  
(コード番号 8002 東証第1部)  
問合せ先 広報部報道課長 花田 多雄  
(TEL 03-3282-4805)

株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社、イオン株式会社及び丸紅株式会社による共同持株会社設立(株式移転)に係る、イオン株式会社及び丸紅株式会社による合弁会社の運営、合弁会社による株式会社マルエツ(証券コード:8178)に対する公開買付け、並びにイオン株式会社による共同持株会社の子会社化について

イオン株式会社(以下「イオン」といいます。)及び丸紅株式会社(以下「丸紅」といいます。)は、本日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社(以下「事業会社3社」)及びイオン株式会社と丸紅株式会社による共同持株会社設立(株式移転)に関する経営統合契約書の締結並びに事業会社3社による株式移転計画書の作成について」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社マルエツ(以下「マルエツ」又は「対象者」といいます。)、株式会社カスミ(以下「カスミ」といいます。)及びマックスバリュ関東株式会社(以下「MV関東」といいます。)が共同株式移転(以下「本共同株式移転」といいます。)の方法により完全親会社として設立するユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)に関し、本日、共同持株会社の企業価値最大化に向けて、共同持株会社の株式を保有する合弁会社(以下「本合弁会社」といいます。)の運営を目的として株主間契約書(以下「本株主間契約書」といいます。)を締結し、また、本合弁会社の設立の一環として、関係当局の承認が得られることを条件として、本合弁会社によるマルエツ(コード番号:8178、東証第一部)の普通株式(以下「マルエツ株式」又は「対象者株式」といいます。)に対する公開買付けを実施することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本合弁会社は、共同持株会社設立時に、共同持株会社の議決権の過半数を保有する予定です。その場合、共同持株会社はイオンの連結子会社、丸紅の持分法適用関連会社となる見込みです。

## 記

### 1. 目的

本合意は、イオン及び丸紅間の信頼関係を礎に、イオンが、その国内ナンバーワンプライベートブランドである「トップバリュ」やスケールを活かした商品調達力、グローバル調達網、IT・物流網、クレジットカードや電子マネー、ATM等のインフラ等を提供し、また、丸紅が、総合商社として保有する経営ノウハウ、国内外の原材料・商品情報、グローバルな商品調達ネットワークや卸機能等を提供することで、多様化する生活者のライフスタイルに合わせた商品を開発・供給し、共同持株会社の成長と企業価値の向上を実現することを目的

としています。

首都圏は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続けている市場であり、今後も持続的な成長が期待される国内で最も肥沃かつ有望な市場ですが、同時にスーパーマーケット（以下「SM」といいます。）業界内の競争にとどまらず業界を超えた競争が更に厳しさを増している市場でもあります。マルエツ、カスミ及びMV関東（以下「事業会社3社」といいます。）は、首都圏を基盤とするSM企業としてこれまで培ってきた経営ノウハウを更に進化させ、お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い地域に深く根差した企業となるとともに、常に革新と挑戦を続け時代に適応する企業であり続ける。この基本理念をもとに、事業会社3社とこのミッションを具現化するため、事業会社3社はイオン及び丸紅と共同して、経営統合により共同持株会社「ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（略称「U. S. Mホールディングス」）」を設立することを決定しました。

## 2. イオンによる共同持株会社の子会社化について

### (1) 会社分割の方法によるイオンの保有するマルエツ株式、カスミ株式及びMV関東株式のイオンマーケットインベストメント株式会社への承継

イオンは、イオンの完全子会社であるイオンマーケットインベストメント株式会社（以下「イオンマーケットインベストメント」、「公開買付者」又は「本合併会社」といいます。）との間でイオンの保有するマルエツ株式41,201,000株（マルエツが2014年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書に記載された2014年8月31日現在の発行済株式総数128,894,833株に対する保有割合（以下「保有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：31.96%）、カスミ株式21,064,000株（カスミが2014年10月8日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された2014年8月31日現在の発行済株式総数65,013,859株に対する保有割合：32.40%）、及び、MV関東株式10,000株（MV関東の2014年11月30日（予定）における発行済株式総数10,000株に対する保有割合：100.00%）、のそれぞれ全てを、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方法により、イオンマーケットインベストメントに承継いたします。

なお、本吸収分割は、イオンとイオンの完全子会社であるイオンマーケットインベストメントとの間で行う簡易吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。本吸収分割の詳細は、後記「3. 会社分割の概要」をご参照ください。

### (2) イオンマーケットインベストメントによるマルエツ株式に対する公開買付けの実施

上記「(1) 会社分割の方法によるイオンの保有するマルエツ株式、カスミ株式及びMV関東株式のイオンマーケットインベストメント株式会社への承継」に記載の本吸収分割の手續と並行して、イオンマーケットインベストメントは、下記のとおり、マルエツ株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得する予定です。

なお、本公開買付けの実施につきましては、現在、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき行われております公正取引委員会による企業結合審査の結果において、排除措置命令（同法第17条の2第1項）を行わない旨の通知を受けることが条件となっております。公開買付者は、公正取引委員会による企業結合審査が完了次第、速やかに本公開買付けを実施する予定ですが、本日現在、当該審査に要する日数を予測することは困難であるため、本公開買付けの日程につきましては、公正取引委員会による企業結合審査が完了次第速やかにお知らせいたします。

#### ① 買付け等の目的等

##### (i) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在において、イオンがその議決権の100%を保有するイオ

ンの完全子会社です。

本公開買付けに際し、イオンは、対象者の第二位株主である丸紅との間で、2014年10月31日付で本株主間契約書を締結し、丸紅が本日現在保有する対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております（本株主間契約書の概要については、後記「(iii) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。

公開買付者は、本吸収分割及び本公開買付けを通じて、公開買付者が共同持株会社設立時において、共同持株会社の議決権の過半数を取得することを目的に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者株式を対象に本公開買付けを実施する予定です。

なお、本公開買付けの実施につきましては、上記のとおり、現在、独占禁止法に基づき行われております公正取引委員会による企業結合審査の結果において、排除措置命令を行わない旨の通知を受けることが条件となっております。公開買付者は、公正取引委員会の企業結合審査が完了次第、速やかに本公開買付けを実施する予定ですが、本日現在、当該審査に要する日数を予測することは困難であるため、本公開買付けの日程につきましては公正取引委員会の企業結合審査が完了次第速やかにお知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けにより、丸紅が本日現在保有する対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）の全てを取得することで、本吸収分割によりイオンから承継する対象者株式41,201,000株（保有割合：31.96%）と併せて、対象者の発行済株式総数の60.76%を保有することになりますが、公開買付者は、共同持株会社設立時において共同持株会社の議決権の過半数を取得することを目的に本公開買付けを実施する予定であり、本公開買付けによる売却を希望する対象者の全ての株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限及び下限は設定しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行います。公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることは企図しておりません（本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「(vi) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）。

なお、対象者が2014年10月31日に公表した「イオンマーケットインベストメント株式会社による当社株券に対する公開買付け（予定）に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同の意見を表明する予定である旨を決議したとのことです。対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、後記「(iv) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(b) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

なお、対象者プレスリリースによれば、応募に関する意見を含む本公開買付けへの意見については、公開買付者による本公開買付けの実施日を含めた本公開買付けにかかる確定された公開買付価格及びその他の条件を検討し、改めて対象者取締役会にて決議のうえで公表する予定であるとのことです。

(ii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

(a) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

前記「1. 目的」に記載のとおり、イオン及び丸紅は両社間の信頼関係を礎に、イオンが、その国内ナンバーワンプライベートブランドである「トップバリュ」やスケールを活かした商品調達力、グローバル調達網、IT・物流網、クレジットカードや電子マネー、ATM等のインフラ等を提供し、また、丸紅が、総合商社として保有する経営ノウハウ、国内外の原材料・商品情報、グローバルな商品

調達ネットワークや卸機能等を提供することで、多様化する生活者のライフスタイルに合わせた商品を開発・供給し、共同持株会社の成長と企業価値の向上を実現することを目的として、本決定を行ったものであります。

2014年5月19日付「首都圏におけるスーパーマーケット連合」の創設に係る合意（基本合意締結）について」で公表いたしましたとおり、イオン及び丸紅は、共同持株会社設立時において、本合弁会社が共同持株会社の議決権の過半数に相当する株式を取得するための手法や時期など具体的な実務について協議を行ってまいりました。その手法としては、本合弁会社がイオン及び丸紅の保有するマルエツ株式を取得する必要があるところ、このうち丸紅の保有するマルエツ株式を本合弁会社が取得するに当たっては、本合弁会社の保有するマルエツ株式（本合弁会社の特別関係者であるイオンの保有するマルエツ株式を含みます。）に係る株券等所有割合が3分の1を超えることになるため、金融商品取引法上、公開買付けによる必要があるとの結論に至りました。これを踏まえて、本日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(b) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針につきましては、公開買付者は、本公開買付け後も対象者の経営の独立性、自主性、及びその企業文化を尊重する方針です。

また、公開買付者は、志を同じくする首都圏のSM企業の参画を歓迎し、U.S.Mホールディングスの目標とする2020年において売上高1兆円、1,000店舗体制の構築に向けて、対象者を含む事業会社3社と共同で取り組んでまいります。

(iii) 本公開買付けに関する重要な合意等

本公開買付けに際し、イオンは、丸紅との間で、2014年10月31日付で本株主間契約書を締結し、丸紅が本日現在保有する対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

また、イオン及び丸紅は、本公開買付けの代金決済に先立ち、後記「(3)イオン及び丸紅を引受先とするイオンマーケットインベストメントによる第三者割当増資」に記載の本第三者割当増資により、公開買付者に対して、新たに出資することを予定しております。なお、イオンによる払込金額は、0百万円～3,249百万円となる見込みです。また、丸紅による払込金額は19,489百万円となる見込みです。

(iv) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者はイオン及び丸紅の子会社ではありませんが、イオンは対象者株式41,201,000株（保有割合：31.96%）を、丸紅は対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）をそれぞれ保有していることから、対象者は、本公開買付けの手続及び意思決定の方法・過程における恣意性の排除及び利益相反の回避するための措置として、以下の措置を講じているとのことです。なお、以下の記載は、対象者から受けた説明に基づくものです。

(a) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者、公開買付者、イオン及び丸紅から独立した法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選定し、本公開買付けの手続並びに意思決定の方法及び過程等についての助言を受けているとのことです。

(b) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、イオン及び丸紅による協力が、首都圏スーパーマーケット独自のPB商品の開発やプロセスセンター等の既存ネットワークの更なる深化に寄与し、その結果、共同持株会社における今後の成長及びそれを通じた企業価値の向上に貢献すると考えているとのことです。また、イオン及び丸紅は、共同持株会社の企業価値の源泉が、共同持株会社を構成する

対象者、カスミ及びMV関東の事業運営の独自性にあり、経営の独立性、自主性及びそれぞれの企業文化を尊重するとの考えを有しており、共同持株会社の競争力の源泉を踏まえつつ事業シナジーを追求するとの立場に立つことから、本公開買付けが共同持株会社の企業価値の向上につながるものとの考えに至ったとのことです。

以上のような経緯の下、対象者は、2014年10月31日開催の対象者取締役会において、対象者の法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、現時点での本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、共同持株会社の企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、本公開買付けにより対象者が公開買付者の連結子会社となり、最終的に共同持株会社が公開買付者の連結子会社となることで、イオン及び丸紅による共同持株会社への今後の事業展開への貢献を通じた共同持株会社の企業価値の拡大に資することができ、対象者の株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けが実施された場合にはこれに賛同の意見を表明する予定である旨を決議したとのことです。また、応募に関する意見を含む本公開買付けへの意見については、公開買付者による本公開買付けの実施日を含めた本公開買付けにかかる確定された公開買付け価格及びその他の条件を検討し、改めて対象者取締役会にて決議のうえで公表する予定とのことです。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに対する意見を決議した上記取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、対象者の同日開催の取締役会においては、イオンの顧問を兼任している内山一美氏及び丸紅の執行役員を兼務している山崎康司氏は、本公開買付けに関する審議及び決議に参加せず、内山一美氏及び山崎康司氏を除いた全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明する予定である旨を決議し、また、対象者の監査役のうち、公開買付者の代表取締役でありイオンの取締役専務執行役を兼任している豊島正明氏、及び丸紅の食品部門長代行を兼任している熊田秀伸氏は、上記取締役会において、意見表明を行っておらず、対象者の上記取締役会において、豊島正明氏及び熊田秀伸氏を除いたマルエツの監査役3名全員は賛同意見の表明に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(v) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、本吸収分割及び本公開買付けを通じて、公開買付者が共同持株会社設立時において、共同持株会社の議決権の過半数を取得することを目的に、本公開買付けを実施する予定であり、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

ただし、本公開買付けによって十分な株式数を取得できなかった場合には、共同持株会社をイオンの子会社とするために、市場買付けを含む適切な方法を検討し実施する方針です。

(vi) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることを企図しておりません。

しかし、公開買付者は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の全ての株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、①株主数が事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、②流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないときのいずれかの上場廃止

基準に該当する場合があります、その場合には、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。万が一、対象者株式が上記いずれかの上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、イオン及び公開買付者は、対象者と対象者株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を協議する予定であり、イオン及び公開買付者は、対象者との間で合意された方策を実行します。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

また、本公開買付けの結果に関わらず、対象者は、今後予定されている対象者、カスミ及びMV関東による共同株式移転により共同持株会社の完全子会社となり、対象者株式の上場が廃止されることが見込まれますが、これに代わり共同持株会社の普通株式が東京証券取引所に上場される予定です。

② 買付け等の概要

(i) 対象者の概要

① 名 称	株式会社マルエツ	
② 所 在 地	東京都豊島区東池袋5丁目51番12号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 真	
④ 事 業 内 容	小売事業	
⑤ 資 本 金	37,549百万円(2014年8月31日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	1952年6月16日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2014年8月31日現在)	イオン株式会社	31.96%
	丸紅株式会社	28.79%
	東京センチュリーリース株式会社	2.24%
	株式会社日本アクセス	1.68%
	三菱食品株式会社	1.62%
	国分株式会社	1.56%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.06%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.00%
	マルエツ従業員持株会	0.96%
	株式会社みずほ銀行	0.78%
⑧ イオンマーケットインベストメントとマルエツの関係 (2014年10月31日現在)	資 本 関 係	イオンマーケットインベストメント及びマルエツの間には、記載すべき資本関係はありません。 イオンマーケットインベストメントの親会社であるイオンは、マルエツの普通株式41,201,000株(保有割合:31.96%)を保有しております。 また、イオンマーケットインベストメントの株主になる予定の丸紅はマルエツのその他の関係会社であり、丸紅はマルエツの普通株式37,113,635株(保有割合:28.79%)を保有しております。

	人 的 関 係	<p>マルエツの監査役である豊島正明氏はイオンマーケットインベストメントの代表取締役を兼務しておりイオンマーケットインベストメントの親会社であるイオンの取締役専務執行役を兼務しております。</p> <p>マルエツの取締役である内山一美氏はイオンマーケットインベストメントの親会社であるイオンの顧問を兼務しております。</p> <p>マルエツの取締役である山崎康司氏はイオンマーケットインベストメントの株主になる予定である丸紅の執行役員を兼務しており、マルエツの監査役である熊田秀伸氏はイオンマーケットインベストメントの株主になる予定である丸紅の食品部門長代行を兼務しております。</p> <p>この他にイオンマーケットインベストメントの親会社であるイオングループ及びマルエツの間には、イオングループからマルエツへの従業員の出向者が1名おります。</p> <p>また、丸紅からマルエツへの従業員の出向者が1名おります。</p>
	取 引 関 係	<p>イオンマーケットインベストメント及びマルエツの間には、記載すべき取引関係はありません。</p> <p>マルエツは、イオンマーケットインベストメントの親会社であるイオングループからの商品の仕入等の取引があります。</p> <p>また、マルエツ及び丸紅グループの間には商品の仕入等の取引関係があります。</p>
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	<p>イオンマーケットインベストメントは、マルエツの関係会社であるイオンの子会社であり、マルエツの関連当事者に該当します。</p> <p>なお、イオンマーケットインベストメントの株主になる予定である丸紅は、マルエツのその他の関係会社であり、マルエツの関連当事者に該当します。</p>

(注)「持株比率」は、対象者が2014年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(ii) 日程等

本公開買付けの実施につきましては、現在、独占禁止法に基づき行われております公正取引委員会による企業結合審査の結果において、独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受けることが条件となっております。公開買付者は、公正取引委員会の企業結合審査が完了次第、速やかに本公開買付けを実施する予定ですが、本日現在、当該審査に要する日数を予測することは困難であるため、本公開買付けの日程につきましては公正取引委員会の企業結合審査が完了次第速やかにお知らせいたします。後記「4. 今後のスケジュール」をご参照ください。

(iii) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金 525 円を予定しております。本公開買付けの実施日が確定した時点で決定し、公表する予定です。

(iv) 買付け等の価格の算定根拠等

(a) 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際し、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。さらに、公開買付者は、対象者株式の過去6ヶ月間の市場価格の推移（2014年5月1日から2014年10月30日までの東京証券取引所における対象者株式の終値単純平均値（419円）小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。）、過去3ヶ月間（2014年7月31日から2014年10月30日まで）の終値単純平均値（473円）及び過去1ヶ月間（2014年10月1日から2014年10月30日まで）の終値単純平均値（531円）を参照し、株式市場における取引状況及び対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、525円を本公開買付価格とすることを予定しております。

なお、本公開買付価格525円は、2014年10月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値528円に対して0.57%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同様とします。）、同年10月30日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値531円に対して1.13%ディスカウントした価格となり、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値473円に対して10.99%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値419円に対して25.30%のプレミアムを加えた価格となっております。

また、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

(b) 算定の経緯

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、対象者株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。さらに、公開買付者は、対象者株式の一定期間の市場価格の推移を参照し、株式市場における取引状況及び対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、525円を本公開買付価格とすることを予定しております。なお、本公開買付価格は丸紅との協議の結果、丸紅との間で合意した価格となっております。

(c) 算定機関との関係

該当事項はありません

(v) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
84,122,461(株)	—(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式及びイオンが保有する対象者株式を取得する予定はありません。

(注3) 買付予定数は、本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数（84,122,461株）を記載しております。

これは、対象者が2014年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書に記載された2014年8月31日現在の発行済株式総数(128,894,833株)から、同日現在の対象者が保有する自己株式数(3,571,372株)及び本日現在におけるイオンが保有する対象者株式(41,201,000株)を控除した株式数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(vi) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合未定)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	125,323個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	124,708個	

(注1) 「買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(84,122,461株)と本吸収分割によりイオンから承継される対象者株式(41,201,000株)の合計数(125,323,461株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、本公開買付けの開始時までには調査のうえ開示する予定です。なお、本公開買付けにおいては、イオンを除く特別関係者の保有する株券等を買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、イオンが保有する当該対象者株式(41,201,000株)に係る議決権の数(41,201個)のみを分子である「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」として計算します。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2014年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が保有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の上記第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数124,708個に、単元未満株式(ただし、対象者が保有する単元未満の自己株式を除きます。)615,461株に係る議決権の数615個を加えて、125,323個として計算しています。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(vii) 買付代金 44,164百万円(予定)

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(84,122,461株)に、本公開買付け価格(525円)を乗じた金額を記載しております。

(viii) その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付け開始公告日その他買付け等の条件及び方法については、本公開買付けの日程同様に、決定次第お知らせいたします。

(a) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限及び上限を設定していないため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(b) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(ix) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

③ 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「①買付け等の目的等」の「(v) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取り得る予定の有無」及び「(vi) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

④ その他

(i) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2014年10月31日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同の意見を表明する予定である旨を決議したとのことです。

なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び前記「①買付け等の目的等」の「(iv) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置」「(b) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(ii) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、2014年10月31日開催の取締役会において、対象者、カスミ及びMV

関東の共同持株会社設立（株式移転）に関する対象者、カスミ、MV関東、イオン及び丸紅の間の経営統合契約書の締結並びに対象者、カスミ及びMV関東による株式移転計画書の作成を決議したとのことです。詳細については、対象者公表の2014年10月31日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社（以下「事業会社3社」）及びイオン株式会社と丸紅株式会社による共同持株会社設立（株式移転）に関する経営統合契約書の締結並びに事業会社3社による株式移転計画書の作成について」をご参照ください。

(3) イオン及び丸紅を引受先とするイオンマーケットインベストメントによる第三者割当増資

① 本第三者割当増資

イオンマーケットインベストメントは、共同持株会社設立時において共同持株会社の議決権の過半数を取得する為に必要となるマルエツ株式（但し、イオン保有のマルエツ株式を除きます。）の取得代金を確保するとともに、イオンマーケットインベストメントをイオンと丸紅の合弁会社とするため、前記「(2)イオンマーケットインベストメントによるマルエツ株式に対する公開買付けの実施」に記載の本公開買付けの買付代金の決済に先立ち、イオン及び丸紅を引受先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施する予定です。

② 払込金額

丸紅による払込金額は19,489百万円となる見込みです。

また、イオンによる払込金額は、本公開買付けにおいて丸紅以外から応募されたマルエツ株式の決済資金に相当する金額となります。そのため、本公開買付けにおける応募株式数が判明するまでは、イオンによる払込金額は確定しませんが、その上限額は、共同持株会社設立時においてイオンマーケットインベストメントの保有する共同持株会社の議決権比率が51%に達するのに必要となる数のマルエツ株式（イオン及び丸紅が保有するものを除きます。）の取得に必要な金額となります。したがって、イオンによる払込金額は、0百万円～3,249百万円となる見込みです。

なお、本公開買付けの結果、共同持株会社設立時においてイオンマーケットインベストメントの共同持株会社に対する議決権比率が51%超となることを見込まれる場合、イオンマーケットインベストメントは、当該議決権比率が51%を超える部分に相当するマルエツの普通株式の決済資金を、イオンからの借入れにより調達する予定です。

③ 本第三者割当増資後のイオンマーケットインベストメントの概要

本第三者割当増資の払込金額の払込後は、イオンマーケットインベストメントはイオンと丸紅の合弁会社（本合弁会社）となります。

上記②のとおり、イオンによる払込金額は、本公開買付けにおける応募株式数が判明するまでは確定しませんが、②記載の払込金額のレンジを踏まえると、イオンのイオンマーケットインベストメントに対する議決権比率は、70.43%～71.82%となる見込みです。また、これに対応して、丸紅のイオンマーケットインベストメントに対する議決権比率は、28.18%～29.57%となる見込みです。この結果、イオンマーケットインベストメントはイオンの連結子会社、丸紅の持分法適用会社となる予定です。

なお、本合弁会社の取締役会は、イオンから選任される取締役2名及び丸紅から選任される取締役1名の計3名で構成される予定です。

前記(1)ないし(3)は、2015年2月末までに完了させることを予定しています。（上記(1)ないし(3)の取引を、以下「全対象取引」と総称します。）

(4) マルエツ、カスミ及びMV関東による共同株式移転

2015年3月2日を効力発生日として、マルエツ、カスミ及びMV関東が本共同株式移転を行い、完全親会社として共同持株会社を設立することを予定しております。これにより、本合弁会社が共同持株会社の発行済株式の過半数を取得する予定であり、その場合、共同持株会社はイオンの子会社となる予定です。

本共同株式移転の詳細につきましては、本日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社（以下「事業会社3社」）及びイオン株式会社と丸紅株式会社による共同持株会社設立（株式移転）に関する経営統合契約書の締結並びに事業会社3社による株式移転計画書の作成について」をご参照ください。

3. 会社分割の概要

(1) 分割の日程

本吸収分割は、公正取引委員会による企業結合審査が完了次第、速やかに実施する予定ですが、本日現在、当該審査に要する日数を予測することは困難であります。

なお、本吸収分割の日程につきましては、公正取引委員会による企業結合審査が完了次第速やかにお知らせします。後記「4. 今後のスケジュール」をご参照ください。

(注) 本吸収分割は、分割会社であるイオンにおいては会社法第784条第3項に定める簡易分割であり、承継会社であるイオンマーケットインベストメントにおいては会社法第796条第1項の規定による略式分割であるため、イオン及びイオンマーケットインベストメントのいずれにおいても株主総会の承認を得ることなく行うことを予定しております。

(2) 分割方式

イオンを分割会社とし、イオンの完全子会社であるイオンマーケットインベストメントを承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割に係る割当ての内容

承継会社であるイオンマーケットインベストメントは吸収分割の対価として、分割会社であるイオンに対し普通株式88,385,314株（予定）を割当て交付する予定です。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

承継会社であるイオンマーケットインベストメントは分割会社であるイオンの新株予約権及び新株予約権を承継しません。

(5) 会社分割により減少する資本金

本吸収分割により減少する資本金等はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社であるイオンマーケットインベストメントは、分割会社であるイオンの保有するマルエツ株式、カスミ株式及びMV関東株式を承継します。

(7) 債務履行の見込み

承継会社が、本吸収分割後に負担すべき債務については、その履行の確実性に問題はないものと判断しております。

(8) 分割当事会社の概要

	分割会社 (2014年8月31日現在)	承継会社 (2014年10月31日現在)
① 名称	イオン株式会社	イオンマーケットインベストメン

		ト株式会社				
② 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1				
③ 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 岡田 元也	代表取締役 豊島 正明				
④ 事業内容	純粹持株会社	スーパーマーケット事業の管理				
⑤ 資本金	220,007 百万円	110 百万円				
⑥ 設立年月日	1926 年 9 月 21 日	1973 年 6 月 29 日				
⑦ 発行済株式数	846,396,786 株	80,001 株				
⑧ 決算期	2 月末	2 月末				
⑨ 従業員数	435 人 (単体)	0 人 (単体)				
⑩ 大株主および持株比率	三菱商事(株) 4.78% (株)みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行) 3.94% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 3.87% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 2.65% 公益財団法人イオン環境財団 2.54%	イオン(株) 100.00%				
⑪ 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	イオン(連結)			イオンマーケットインベストメント(単体)		
	12年 2月期	13年 2月期	14年 2月期	12年 2月期	13年 2月期	14年 2月期
連結純資産	1,282,066	1,446,676	1,684,569	▲122	▲120	▲116
連結総資産	4,048,937	5,724,835	6,815,241	46	43	47
1株当たり 連結純資産(円)	1,216.22	1,305.14	1,336.83	▲ 1,532.73	▲ 1,503.08	▲ 1,460.99
連結営業収益	5,223,344	5,685,303	6,395,142	8	8	8
連結営業利益	198,638	190,626	171,432	8	8	7
連結経常利益	212,260	212,535	176,854	5	5	5
連結当期純利益	66,750	74,511	45,600	3	2	3
1株当たり連結当期純利(円)	87.23	95.49	55.92	46.85	29.66	42.09

(単位：百万円。特記している事項を除く。)

(注) 1. イオンは、2014年2月期より、一部の連結子会社においてたな卸資産の評価方法を変更し、2013年2月期の経営成績及び財政状態について遡及処理後の数値を記載しております。

(注) 2. イオンマーケットインベストメントは、2014年10月6日開催の株主総会において、2014年11月22日を効力発生日として減資を行う旨を決議しており、かかる減資により、上記⑤に記載のイオンマーケットインベストメントの資本金は5百万円となる予定です。

#### (9) 分割する事業の概要

##### ① 分割する事業の内容

イオンが保有するマルエツ株式、カスミ株式及びMV関東株式

##### ② 分割する事業の経営成績

該当事項はありません。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額（見込）

（単位：百万円）

資 産		負 債	
項 目	帳 簿 価 額	項 目	帳 簿 価 額
固定資産	25,831	負債	0
合計	25,831	合計	0

（注）百万円未満の金額は四捨五入しております。

(10) 会社分割後のイオンの状況

イオンについて、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期いずれも影響はありません。

(11) 本吸収分割を含む全対象取引後の承継会社の状況

	全対象取引後の承継会社の状況
① 名称	イオンマーケットインベストメント株式会社
② 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 豊島 正明
④ 事業内容	スーパーマーケット事業の管理
⑤ 資本金	未定
⑥ 決算期	2月末
⑦ 純資産	未定
⑧ 総資産	未定
⑨ 株主構成	イオン 70.43%～71.82%（見込） 丸紅 28.18%～29.57%（見込）

(12) 今後の見通し

本吸収分割によるイオンの2015年2月期連結業績予想への重要な影響はない見込みです。

4. 今後のスケジュール

未定	公正取引委員会による企業結合審査の完了
未定	本吸収分割契約締結
未定	公開買付者の取締役会決議日
未定	対象者の取締役会決議日
未定	本公開買付けの開始
未定	公開買付開始公告日
未定	公開買付届出書提出日
未定	対象者による意見表明報告書提出日
未定	本吸収分割の効力発生日
未定	本第三者割当増資決議
2015年2月25日（水）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（マルエツ及びカスミ）
2015年3月2日（月）（予定）	共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）
2015年3月2日（月）（予定）	共同持株会社株式上場日

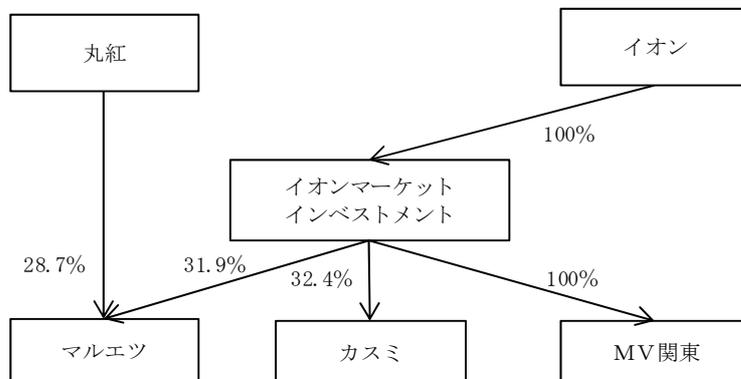
2015年3月2日（月）（予定） イオンによる共同持株会社の子会社化

なお、株式移転のスケジュールに関しては、本日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社（以下「事業会社3社」）及びイオン株式会社と丸紅株式会社による共同持株会社設立（株式移転）に関する経営統合契約書の締結並びに事業会社3社による株式移転計画書の作成について」をご参照ください。

以 上

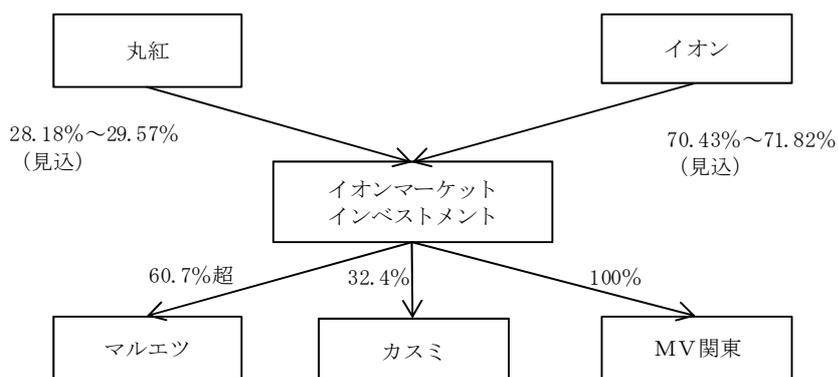
【ご参考】上記2. 本吸収分割、本公開買付け、本第三者割当増資、本共同株式移転後の資本関係図】

2. (1) 本吸収分割後



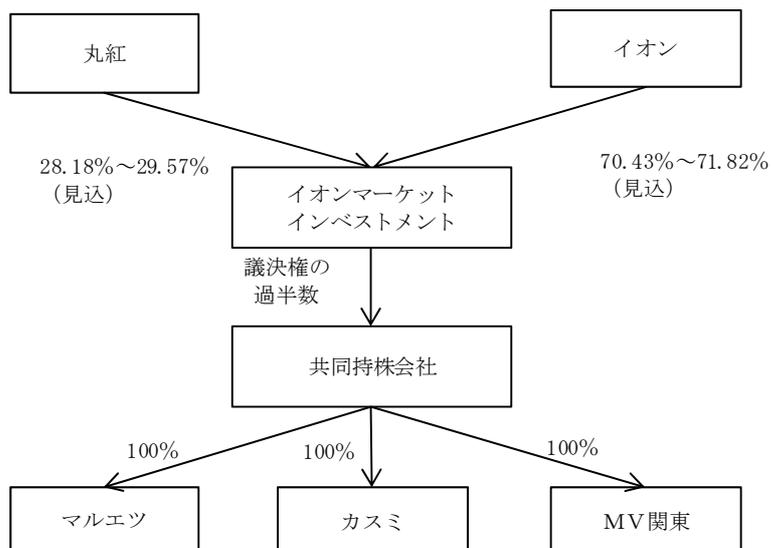
(※) 出資比率は発行済株式総数ベース (小数点第二位を切捨て)

2. (2) 本公開買付け及び 2. (3) 本第三者割当増資後



(※) 出資比率は発行済株式総数ベース (小数点第二位を切捨て)

2. (4) 本共同株式移転後



(※) 出資比率は議決権ベース (小数点第二位を切捨て)